

行動倫理憲章

前文

一般財団法人 Second Birthday(以下、「財団」という)は、「子どもが家庭内性暴力などによって尊厳を奪われない世界の実現」を使命とし、家庭内性被害者の支援を通じて社会に貢献する公益的活動を行っています。

この使命を遂行するにあたっては、関係法令や定款、公益法人に関する規範や社会的期待を踏まえ、透明性の高い組織運営とガバナンスの強化に努め、ステークホルダーや社会全体の信頼を得るよう努力し、変化する社会課題に柔軟かつ誠実に対応します。

ここに、財団の理事、監事、職員(以下、「役職員」という)が遵守すべき倫理規程(行動規範)を制定し、その理念と原則に基づく行動と意思決定の実践を通じて、社会的使命を果たすことを誓います。

第 1 章 事業運営指針(組織の使命および社会的責任)

第 1 条(使命の自覚)

財団は、家庭内性被害者支援を通じて子どもの尊厳を守るという設立目的に基づき、その社会的責任を自覚し、公益に貢献する事業運営を行わなければなりません。

第 2 条(社会への貢献)

財団は、家庭内性暴力という問題に対して、社会のセーフティネットとしての役割を果たし、被害者が安心して立ち上がるよう取り組むことを常に心がけなければなりません。

第 3 条(社会的信用の維持)

財団は、公正・誠実に事業を遂行し、社会的信用を維持・向上させる努力を怠ってはなりません。

第 4 条(法令遵守)

財団は、関連法令、定款、倫理規程、その他の内規を厳格に遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

第 2 章 行動指針

第 5 条(人権・尊厳の尊重)

財団は、すべての人の人権と尊厳を尊重し、差別・ハラスメントを排除しなければなりません。

第 6 条(情報の保護と管理)

財団は、被害者およびその他関係者の個人情報・機密情報を厳正に管理し、不適切な開示・利用をしてはなりません。

第 7 条(私的利得の禁止)

役職員は、職務や地位を利用して自己または第三者の利得を追求してはなりません。

第 8 条(利益相反の開示と対応)

利益相反の可能性がある場合、役職員は速やかに開示し、財団の定める手続きに従わなければなりません。

第 9 条(会計の透明性と説明責任)

財団は、会計規則・帳票の整備を徹底し、支援内容や活動状況などを積極的に開示し、社会的説明責任を果たします。

第 10 条(反腐敗・中立の姿勢)

財団は、政治献金や公職関係者への不当な利得提供を行わず、公正・公平な助成プロセスを担保します。

第 11 条(反社会的勢力への対応)

不当な要求があった場合、毅然として対応し、財団および支援者を守ります。

第 12 条(環境への配慮)

活動に伴う環境負荷を軽減し、持続可能な社会の実現に貢献します。

第 13 条(研鑽)

役職員は、支援活動の質を高めるため、常に自己研鑽に努めます。

第 14 条(遵守体制の確保)

必要に応じて、理事会の決議を基に監査委員会などを設置し、憲章の実効性を確保します。

第 3 章 組織運営指針

第 15 条(機関運営の明確化)

評議員会・理事会は、それぞれの権限・役割を明確に認識し、実質的な議論と運営を行います。

第 16 条(理事会の運営)

理事会は代表理事・業務執行理事のリーダーシップのもと、連携して専門性を活かし事業を推進します。

第 17 条(業務執行の明確化)

代表理事・業務執行理事は理事会の決定・監督のもとで業務を遂行し、職員と協働して実行します。

第 4 章 雜則

第 18 条(改廃手続)

本憲章の改廃は理事会の決議によって行います。

附則

本規程は、2025 年 9 月 18 日から施行します。